２　交付義務の免除

（適格請求書の交付義務が免除される取引）

問 41　適格請求書の交付が困難な取引として、交付義務が免除される取引にはどのようなものがありますか。【令和５年 10 月改訂】

【答】

適格請求書発行事業者には、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方（課税事業者に限ります。）からの求めに応じて適格請求書の交付義務が課されています（消法57の４①）。

ただし、次の取引は、適格請求書発行事業者が行う事業の性質上、適格請求書を交付することが困難なため、適格請求書の交付義務が免除されます（消令70の９②）。

①　３万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送（以下「公共交通機関特例」といいます。）

②　出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）

③　生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の販売（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）

④　３万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等

⑤　郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

（公共交通機関特例の対象）

問 42　公共交通機関特例の対象となる公共交通機関の行う旅客の運送とは、具体的にはどのようなものですか。【令和７年４月改訂】

【答】

適格請求書の交付義務が免除される公共交通機関特例の対象となるのは、３万円未満の公共交通機関による旅客の運送で、次のものをいいます（消令70の９②一）。

①　船舶による旅客の運送

一般旅客定期航路事業（海上運送法２⑤）、貨客定期航路事業（同法２⑦）（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除きます。）及び一般不定期航路事業（同法２⑨）（乗合旅客の運送をするものに限ります。）として行う旅客の運送（対外航路のものを除きます。）

②　バスによる旅客の運送

一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法３ーイ）として行う旅客の運送

（注）　路線不定期運行（空港アクセスバス等）及び区域運行（旅客の予約等による乗合運行）も対象となります。

③　鉄道・軌道による旅客の運送

・　鉄道：第一種鉄道事業（鉄道事業法２②）、第二種鉄道事業（同法２③）として行う旅客の運送

・　軌道（モノレール等）：軌道法第３条に規定する運輸事業として行う旅客の運送

（公共交通機関特例の３万円未満の判定単位）

問 43　３万円未満の公共交通機関による旅客の運送かどうかは、どのような単位で判定するのですか。【令和７年４月改訂】

【答】

適格請求書の交付義務が免除される公共交通機関特例の対象となるのは、３万円未満の公共交通機関による旅客の運送です（消令70の９②一）。

この３万円未満の公共交通機関による旅客の運送かどうかは、１回の取引の税込価額が３万円未満かどうかで判定します（基通１－８－12）。したがって、１商品（切符１枚）ごとの金額や、月まとめ等の金額で判定することにはなりません。

【具体例】

●●－▲▲間の新幹線の大人運賃が 13,000 円である場合、４人分の運送役務の提供を行うのであれば、４人分の 52,000 円で判定することとなります。

（特急料金・入場料金）

問 44　特急列車に乗車するために支払う特急料金や駅構内に入場するために支払う入場料は、公共交通機関特例の対象になりますか。【令和５年 10 月改訂】

【答】

適格請求書の交付義務が免除される公共交通機関特例の対象となるのは、３万円未満の公共交通機関による旅客の運送です（消令70の９②一）。

ご質問の特急料金、急行料金及び寝台料金は、旅客の運送に直接的に附帯する対価として、公共交通機関特例の対象となります。

他方、入場料金や手回品料金は、旅客の運送に直接的に附帯する対価ではありませんので、公共交通機関特例の対象となりません（基通１－８－13）。

（卸売市場を通じた委託販売）

問 45　卸売市場を通じた生鮮食料品等の委託販売は、出荷者等の適格請求書の交付義務が免除されるそうですが、具体的には、どのような取引が対象となりますか。【令和６年４月改訂】

【答】

卸売市場法に規定する卸売市場において、同法に規定する卸売業者が卸売の業務として出荷者から委託を受けて行う同法に規定する生鮮食料品等の販売は、適格請求書を交付することが困難な取引として、出荷者等から生鮮食料品等を購入した事業者に対する適格請求書の交付義務が免除されます（消法57の４①、消令70の９②二イ）。

本特例の対象となる卸売市場とは、

① 農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場

② 都道府県知事の認定を受けた地方卸売市場

③ ①及び②に準ずる卸売市場として農林水産大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たす卸売市場のうち農林水産大臣の確認を受けた卸売市場

とされています。

農林水産大臣が財務大臣と協議して定める基準は、以下の５つが定められています（令和２

年農林水産省告示第683号）。

① 生鮮食料品等（卸売市場法第２条第１項に規定する生鮮食料品等をいいます。②についても同じです。）の卸売のために開設されていること

② 卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷捌きに必要な施設が設けられていること

③ 継続して開場されていること

④ 売買取引の方法その他の市場の業務に関する事項及び当該事項を遵守させるための措置に関する事項を内容とする規程が定められていること

⑤ 卸売市場法第２条第４項に規定する卸売をする業務のうち販売の委託を受けて行われるものと買い受けて行われるものが区別して管理されていること

なお、この場合において、生鮮食料品等を購入した事業者は、卸売の業務を行う事業者など媒介又は取次ぎに係る業務を行う者が作成する一定の書類を保存することが仕入税額控除の要件となります。仕入税額控除の要件については、問84《仕入税額控除の要件》をご参照ください。

（参考）農林水産大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たす卸売市場のうち農林水産大臣の確認を受けた卸売市場については、農林水産省ホームページ「適格請求書等保存方式（インボイス制度）における卸売市場特例の対象となる卸売市場について」をご参照ください。

「農林水産省ホームページ」
（適格請求書等保存方式（インボイス制度）における
卸売市場特例の対象となる卸売市場について）

【参考】

○ 卸売市場法第２条（定義）

この法律において「生鮮食料品等」とは、野菜、果実、魚類、肉類等の生鮮食料品その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品及び花きその他一般消費者の日常生活と密接な関係を有する農畜水産物で政令で定めるものをいう。

２ この法律において「卸売市場」とは、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であつて、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。

３ （省略）

４ この法律において「卸売業者」とは、卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、当該卸売市場において卸売をする業務を行う者をいう。

５ （省略）

○ 卸売市場法施行令第１条（一般消費者の日常生活と密接な関係を有する農畜水産物）

卸売市場法第２条第１項の政令で定める農畜産物は、次に掲げるものとする。

一 野菜及び果樹の種苗

二 牛、馬、豚、めん羊及び山羊の原皮

（農協等を通じた委託販売）

問46　農業協同組合等を通じた農林水産物の委託販売は、組合員等の適格請求書の交付義務が免除されるそうですが、具体的には、どのような取引が対象となりますか。【令和５年10月改訂】

【答】

農業協同組合法に規定する農業協同組合や農事組合法人、水産業協同組合法に規定する水産業協同組合、森林組合法に規定する森林組合及び中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合や協同組合連合会（以下これらを併せて「農協等」といいます。）の組合員その他の構成員が、農協等に対して、無条件委託方式かつ共同計算方式により販売を委託した、農林水産物の販売（その農林水産物の譲渡を行う者を特定せずに行うものに限ります。）は、適格請求書を交付することが困難な取引として、組合員等から購入者に対する適格請求書の交付義務が免除されます（消法57の４①、消令70の９②二ロ）。

なお、無条件委託方式及び共同計算方式とは、それぞれ、次のものをいいます（消令70の９②二ロ、消規26の５②）。

①　無条件委託方式

出荷した農林水産物について、売値、出荷時期、出荷先等の条件を付けずに、その販売を委託すること

②　共同計算方式

一定の期間における農林水産物の譲渡に係る対価の額をその農林水産物の種類、品質、等級その他の区分ごとに平均した価格をもって算出した金額を基礎として精算すること

また、この場合において、農林水産物を購入した事業者は、農協等が作成する一定の書類を保存することが仕入税額控除の要件となります。仕入税額控除の要件については、問84《仕入税額控除の要件》をご参照ください。

【参考】

○　農業協同組合法第４条（法人性）

農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「組合」と総称する。）は、法人とする。

○　水産業協同組合法第２条（組合の種類）

水産業協同組合（以下この章及び第七章から第九章までにおいて「組合」という。）は、漁業協同組合、漁業生産組合及び漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会並びに共済水産業協同組合連合会とする。

○　森林組合法第４条（事業の目的）

森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会（以下この章、第五章及び第六章において「組合」と総称する。）は、その行う事業によつてその組合員又は会員のために直接の奉仕をすることを目的とする。

２　（省略）

○　中小企業等協同組合法第３条（種類）

中小企業等協同組合（以下「組合」という。）は、次に掲げるものとする。

一　事業協同組合

一の二　事業協同小組合

二　信用協同組合

三　協同組合連合会

四　企業組合

（自動販売機及び自動サービス機の範囲）

問 47　３万円未満の自動販売機や自動サービス機による商品の販売等は、適格請求書の交付義務が免除されるそうですが、具体的にはどのようなものが該当しますか。【令和５年 10 月改訂】

【答】

適格請求書の交付義務が免除される自動販売機特例の対象となる自動販売機や自動サービス機とは、代金の受領と資産の譲渡等が自動で行われる機械装置であって、その機械装置のみで、代金の受領と資産の譲渡等が完結するものをいいます（基通１－８－14）。

したがって、例えば、自動販売機による飲食料品の販売のほか、コインロッカーやコインランドリー等によるサービス、金融機関のＡＴＭによる手数料を対価とする入出金サービスや振込サービスのように機械装置のみにより代金の受領と資産の譲渡等が完結するものが該当することとなります。

なお、小売店内に設置されたセルフレジを通じた販売のように機械装置により単に精算が行われているだけのもの、コインパーキングや自動券売機のように代金の受領と券類の発行はその機械装置で行われるものの資産の譲渡等は別途行われるようなもの及びネットバンキングのように機械装置で資産の譲渡等が行われないものは、自動販売機や自動サービス機による商品の販売等に含まれません。

（参考）　コインパーキングは、適格請求書の交付義務が免除される自動販売機特例の対象とはなりませんが、駐車場業（不特定かつ多数の者に対するもの）に該当することから、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます。